

2026年3月31日

企業会計基準委員会 御中

 代表 公認会計士  
 村上 勇太

### 企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2026年2月27日に公表された企業会計基準公開草案第97号「金融商品に関する会計基準（案）」等について、下記のとおり意見を申し上げます。

なお、下記においては、会計基準等及び会計基準（案）等について、下表に示す通りの略称を用います。

文書	略称（現行文書）	略称（公開草案）
金融商品に関する会計基準	金融基準	金融基準 ED
金融商品会計に関する実務指針	金融実務指針	金融実務指針 ED
連結財務諸表に関する会計基準	連結基準	連結基準 ED

また、これらの中にある条文を参照する際には、「(略称.条文番号)」という記載を行うことでその旨を示します。たとえば、「金融商品に関する会計基準（案）」の「58-3」を参照する場合には、「(金融基準 ED.58-3)」という記載を行うことでその旨を示します。

記

質問 1 (金融資産の消滅の認識要件に関する質問)

金融商品会計基準案等における金融資産の消滅の認識要件に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

金融基準 ED.58-3 の第 2 段落及び第 3 段落に記載されている分析 (下に引用する) については、おおむね同意する。

ここで本会計基準第 9 項(2)の要件の趣旨を確認すると、当該要件は、投下したキャッシュ・フローの対価として譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを譲受人が実質的に受け取ることができるかどうかにより評価することを求めるものであると考えられる。また、20XX 年改正前の本会計基準(注 4)の趣旨は、譲受人が一定の要件を充たした特別目的会社の場合には、金融資産を直接的に譲り受けた特別目的会社ではなく、特別目的会社が発行する証券の保有者の観点から、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求めるものであったと考えられる。

これらの趣旨を踏まえると、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられる。このため、20XX 年改正会計基準において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に扱うことを示すこととした (本会計基準(注 4)参照)。

その上で、この分析には同意をすればこそ、金融基準.注 4 の改正を金融基準 ED が提案する通りに実施することには同意しない。

かかる改正は、たとえば、下記の通りに実施するのがより適切ではないかと考える (現行文書からの改正部分に下線を付している)。

譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社へ譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取る者を当該金融資産の譲受人とみなして第 9 項(2)の要件を適用する。

(1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じるキャッシュ・フローを、当該特別目的会社が発行する金融商品 (借入金等、有価証券の発行を伴わないものを含む)を金融資産として保有する者に享受させることを目的として設立されていること

(2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

(「意見の理由」参照)

**【意見の理由】**

金融基準.注 4 は、「金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したと認められるための要件」のうち「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できる」という要件（金融基準.9(2)）の充足有無について、特別目的会社を用いた金融資産の流動化の場合には、かかる金融資産の実質的な譲受人は「(当該特別目的会社が) 譲渡人から譲り受ける金融資産から生じるキャッシュ・フローを裏付けとする金融商品」を保有する者であると捉えて判定するための規定であると解される。

そのように解される理由は、次の通りである。

- 金融資産の流動化において、譲渡人から金融資産を譲り受ける特別目的会社では、一般に、譲渡人から譲り受けた金融資産から生じるキャッシュ・フローを裏付けとする金融商品を発行することから、当該金融資産及び当該キャッシュ・フローを自由に処分することが困難であると思われる。
- この場合、仮に金融基準.注 4 が存在しないならば、かかる特別目的会社への金融資産の譲渡については、「譲渡人から譲受人への支配の移転を妨げない譲渡制限」に関する規定（金融実務指針.32）の存在を考慮に入れてもなお、「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できる」という要件（金融基準.9(2)）を充足しないことが考えられる。
- こうした中、先述の通り、金融資産の流動化に用いられる特別目的会社においては、一般に、譲渡人から譲り受ける金融資産から生じるキャッシュ・フローを裏付けとする金融商品を発行するのであるから、かかる金融資産の実質的な譲受人は、①当該特別目的会社ではなく、②「(当該特別目的会社が) 譲渡人から譲り受ける金融資産から生じるキャッシュ・フローを裏付けとする金融商品」を保有する者であると捉えて、金融基準.9(2)の規定を適用することにも一定の合理性はあるものと考えられる。
- そのため、金融基準.注 4 の規定は、特別目的会社を用いた金融資産の流動化の場合には、金融基準.9(2)の規定を適用するにあたって、そのような捉え方を定めるものと考えられる。

この場合、金融基準.注 4 の適用を伴って金融基準.9(2)を適用するにあたっては、その(1)有価証券への該当該否や(2)分類（金融負債 or 資本）に関わらず、「(当該特別目的会社が) 譲渡人から譲り受ける金融資産から生じるキャッシュ・フローを裏付けとする金融商品」を保有する者を、金融資産の実質的な譲受人と捉えることになるはずである。

すなわち、金融基準.注 4 の適用を伴って金融基準.9(2)を適用するにあたって、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いとするべき特段の理由はない。

以上のことから、金融基準 ED.58-3 の第 2 段落及び第 3 段落に記載されている分析については、おおむね同意する。

その上で、この分析には同意をすればこそ、金融基準.注 4 の改正については、たとえば、下表に示す通りに実施するのがより適切ではないかと考える。その理由も併せて下表に示すとおりである。

条文番号等	金融基準 ED による提案	筆者案	理由
金融基準.注 4 柱書	当該特別目的会社に対する投資者又は融資者（以下「特別目的会社に対する投資者等」という。）	当該特別目的会社へ譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取る者	<p>金融基準 ED は、その結論の背景において、金融基準.注 4 の適用を伴って金融基準.9(2)を適用するにあたっては、「(当該特別目的会社へ) 譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取る者」を譲受人と捉えるのが妥当であるとの考え方を明確に示している（金融基準 ED.58-3）。</p> <p>そうであれば、金融基準.注 4 にも、その考え方をストレートに書き表せばよいのであり、あえて別の表現に書き直す必要はどこにもないと思われる。</p> <p>しかも、当該「書き直し」をするにあたって金融基準 ED が用いるのは「投資者」及び「融資者」という金融基準 ED や金融実務指針 ED の中で明確に定義されていない言葉である。</p> <p>ここに、今般の改正が必要となった要因のひとつは、「証券」という金融基準や金融実務指針の中で明確に定義されていない言葉を用いたことで、金融基準.注 4 が不明瞭になってしまったところにあると考えられる。</p> <p>このことを教訓とするとき、「投資者」及び「融資者」という金融基準 ED や金融実務指針 ED の中で明確に定義されていない言葉を金融基準.注 4 に導入するのは避けるべきである。</p>
金融基準.注 4(1)	収益	キャッシュ・フロー	金融基準.注 4 柱書について、上記の通りに記載をするのであれば、そことの整合性から「キャッシュ・フロー」

			<p>とするのが適当である。</p> <p>また、たとえば、特別目的会社において金融資産を10,000で譲り受け、当該金融資産について利息収益が100生じたとき、「(特別目的会社へ)譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取る者」に引き渡される金額は、一般に、利息収益100に限定されるものではないから、特別目的会社を用いた金融資産の流動化を前提とするとき、そもそも「収益(を享受させる)」という表現には、実態との乖離もあるように思われるところである。</p>
金融基準、注4(1)	当該特別目的会社に対する投資者等	当該特別目的会社が発行する金融商品(借入金等、有価証券の発行を伴わないものを含む)を金融資産として保有する者	<p>先述の通り、金融基準 ED や金融実務指針 ED の中で明確に定義されていない言葉を金融基準注4に導入するのは避けるべきと考えられるから、ここでも「投資者等」という言葉を用いるのは避けるべきである。</p> <p>こうした中、金融基準 ED が「当該特別目的会社に対する投資者等」という表現をもって言い表そうとしているであろう意味内容を維持しつつ、金融基準 ED や金融実務指針 ED の中で明確に定義されていない言葉を極力排することができる表現を追求すれば、たとえば、左記のようになると考えられる。</p> <p>ここに、言うまでも無く、「金融商品」、「有価証券」、「金融資産」は、金融基準又は金融実務指針において定義等がなされている言葉である。</p> <p>なお、「借入金等、有価証券の発行を伴わないものを含む」とのかっこ書きは、一般的な日本語の用法上で、「借入金」については必ずしも「発行」するとは言わないと思われる中、「当該特別目的会社が発行する金融商品」には「借入金」も含まれることを明確化するためのものである。</p>

質問 3 (企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する質問)  
 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【意見】**

改正の趣旨は、金融基準 ED.注 4 の改正に関する趣旨と同じであると解している中、連結基準についても改正をすること、及び、かかる改正の方向性については、質問 1 の回答に述べたのと同じ理由で、同意する。

しかしながら、連結基準.7-2 の改正を連結基準 ED が提案する通りに実施することには同意しない。

かかる改正は、たとえば、下記の通りに実施するのがより適切ではないかと考える(現行文書からの改正部分に下線を付している)。

前項にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずるキャッシュ・フローを当該特別目的会社が発行する金融商品(借入金等、有価証券の発行を伴わないものを含む)を金融資産として保有する者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

(「意見の理由」参照)

**【意見の理由】**

連結基準.7-2 の改正については、たとえば、下表に示す通りに実施するのがより適切ではないかと考える。その理由も併せて下表に示すとおりである。

条文番号等	連結基準 ED による提案	筆者案	理由
連結基準.7-2	収益	キャッシュ・フロー	たとえば、特別目的会社において金融資産を 10,000 で譲り受け、当該金融資産について利息収益が 100 生じたとき、「(特別目的会社へ)譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取る者」に引き渡される金額は、一般に、利息収益 100 に限定されるものではないから、特別目的会社を用いた金融資産の流動化を前提とするとき、「収益(を享受させる)」という表現には、実態との乖離があるように思われる。
連結基準.7-2	当該特別目的会社が発行する証	当該特別目的会社が発行する金	連結基準 ED による提案には、次に示す通りの問題点があると考えられる。

	<p>券の所有者（資産流動化法第 2 条第 12 項に規定する特定借入に係る債権者を含む。）</p>	<p>融商品（借入金等、有価証券の発行を伴わないものを含む）を金融資産として保有する者</p>	<p>●今般の改正が必要となった要因のひとつは、「証券」という連結基準の中で明確に定義されていない言葉を用いたことで、連結基準.7-2 が不明瞭になってしまったところにあると考えられる。したがって、今般の改正後も引き続き「証券」という言葉を用いた表現を行うことは適切ではない。</p> <p>●連結基準.7-2 の適用範囲は、次の通りであると考えられる。</p> <p>(1) 資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社</p> <p>(2) 事業内容の変更が制限されている上記(1)と同様の事業を営む事業体</p> <p>ここに、「資産流動化法第 2 条第 12 項に規定する特定借入に係る債権者を含む。」という表現をする場合には、上記(1)の特定目的会社における借入金に関する貸付人は「当該特別目的会社が発行する証券の所有者」に含まれる一方、上記(2)の事業体における借入金に関する貸付人は「当該特別目的会社が発行する証券の所有者」に含まれないものと思われる。これは、その趣旨に照らせば、今般の改正において貴委員会が意図するところではないはずだと考えられる。</p> <p>こうした中、金融基準.注 4(1)に関する具体的な改正の仕方として私が提案するところ（質問 1 参照）と整合的に、左記の通りに改正をすれば、金融基準.注 4(1)との整合性が確保されるとともに、上記の問題も解決されるのであるから、そのように改正をすることが妥当である。</p>
--	--	---	---

質問 4 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見及び意見の理由】

『金融商品に関する会計基準 (案)』等の公表」によれば、今般の改正について、貴委員会は、2025年12月に審議を開始して、2026年2月24日に公開草案の公表を承認している。すなわち、審議開始からわずか3か月程度で公開草案の公表承認へ至っている。

かかるスピードの速さと、貴委員会は今般の改正について「できる限り速やかに適用可能とすることに対するニーズが存在する」との認識を有しておられる(金融基準 ED.120-3)ことを考え併せれば、貴委員会では、今般の改正について、非常に急いだのではないかと、と思われる。

ここに、貴委員会では、同じ金融商品の領域に限ってみても、予想信用損失の認識・測定という負荷が大きいであろう他の論点への対応も行っている最中であるから、今般の改正について、そのように急いで対応をする中で、本来必要であるはずの時間をかけて十分な検討を実施することができたのかどうか、心配である。

以上のことを踏まえて、ひとつの提案であるが、仮に、今般の改正について、急ぐ必要がある一方、短期間のうちに十分な時間をかけた検討を実施するのは困難であるならば、ひとまずは、下記のことを内容とする「当面の取扱い」を「実務対応報告」として公表し、金融基準や連結基準それ自体の改正は後日実施する、という対応を図るのも一案ではないかと考える。

- 金融基準注 4、及び、連結基準.7-2 における「当該特別目的会社が発行する証券の保有者」には、「当該特別目的会社に対する融資者」を含むこと

なお、上記に関連しては、「融資者」という金融基準や連結基準で定義されていない言葉を用いることについて、質問 1 及び質問 3 において述べた通り適切でないとも考えるものの、会計基準の本体で用いるのではなく、あくまで「当面の取扱い」の中で用いるのみならば、それも許容され得ると考える。

以上